

タイトル「住まい」から考えるアイデンティティと「自律」の再検討 副題 DV 被害者支援を手がかりに考える

オーガナイザー	柿本 佳美	(奈良女子大学)
提題者	井上匡子	(神奈川大学)
	手嶋昭子	(京都女子大学)
	松村歌子	(関西福祉科学大学)
	山本千晶	(フェリス女学院大学)
コメンテーター	奥田太郎	(南山大学)
	小手川正二郎	(國學院大學)

本ワークショップは、住居という観点から見た配偶者間暴力(以下 DV と略) 被害者支援を手がかりに、
-アイデンティティの維持の観点から「住むこと」の意味を検討し、
-被害者支援という観点から自律概念を問い直し、自律概念の新しい相の方向性を模索すること、を目的とする。

新型コロナの感染拡大は、社会のなかでこれまで不可視化されてきた社会構造に組み込まれた差別や排除の問題を可視化した。そして、学校や職場での感染対策として実施されているオンライン授業やテレワークは、ひとの生活空間が自宅に限定されることで、家庭内での様々な問題を可視化するものであった。なかでも家庭内での暴力については、被害者が加害者とともに自宅にとどまらざるを得ない状況が続くことで、誰にも被害を訴えることができないのではないかと懸念されている。

住まいは、本来ならば衣食住という言葉が示すように、人間の生を支える必要不可欠な基盤であり、そこを起点とする社会関係の基盤が成立する場所であり、他者からのまなざしから隠されるがゆえにひとが無防備な状態となる空間である。しかし、第三者から見えない空間であるということは、DV や児童虐待、高齢者虐待が示すように、そのなかで暴力が発生した場合、第三者がそこに介入するのが困難である事態をも引き起こす。

私的領域での暴力からのがれ、安全を確保するためには、DV 被害者のシェルターへの避難や児童相談所による子どもの保護が示すように、被害者が居宅から離れるのがもっとも確実である。だが、昨年からの新型コロナウィルスの感染状況とこれに伴う生活形態の急激な変化は、住まいから出たくても出られない状況をつくりだしている。

住まいという空間のなかで形成される私的領域は、アレントが指摘するように、非対称な関係を特徴とする。私的領域における非対称性は、個人的な生であれ、次世代を生み養うという類としての人間にとっての生であれ、生の条件として労働という活動によって生を維持しなければならないからこそ、成立する。しかしながら、現代の民主主義社会では、各人は家族のなかでの不平等があるにせよ、公的領域においては対等な市民として存在する。よって、家族や親密な関係のなかでの不平等を背景に暴力が行使されるとき、これは家族内での人間関係によって正当化される行為ではなく、公的領域で各人が持つと広く認められている権利を侵害する行為である。

加害者から逃げるために居宅から離れるという選択は、被害者と子どもたちの生命の危険が差し迫っている場合には、安全を確保する唯一の方策である。どのような事情であるにせよ、長年住み慣れた家を離れることは、そのひとがそれまでそこで培ってきた様々なものや人間関係を手放すこと、もっと言うならばそ

のひとのそれまでの記憶とアイデンティティの基盤を失うことを意味する。ひとが住み慣れた住まいから意に反して離れざるを得ない事態は、これまでは東日本大震災や豪雨災害といった自然災害や原発事故に見舞われた地域に住むひと、高齢となって自宅から介護施設に移らざるを得ないひとにとっての問題とされてきた。しかし、住み慣れた住まいを離れなければならないという事態がもたらす問題について、これまで十分に論じられてこなかったのではないかと。

ところで、暴力については、近代に入るまで、政治と権力をめぐる暴力については論じられてきたものの、私的領域における暴力は問題視されてこなかった。社会契約をめぐる議論のなかで取り上げられてきたのは、もっぱら対等な成員となるべき各人の間で発生する暴力を抑止する装置としての社会契約(ホブズ、ルソー)であり、そして子どもの養育における批判(ロック、ルソー)であった。

子どもへの暴力が問題となるのは、その子どもが未来の市民となる存在であるからであって、権利主体であるからではない。一方、女性への暴力が議論の対象となるのは、ウルストンクラフトに始まる女性運動が盛んとなり、ミルの『女性の解放』が発表された19世紀になってからである。

女性を対象とする暴力が問題となってこなかったのは、家父長制のもとで女性の自由が極端に制限されていた当時の社会のあり方に起因すると言えよう。それでは、現代の民主主義社会においても女性への暴力が個人間のトラブルに還元され、人権侵害と見なされないのはなぜだろうか。

各人が自律を持つ存在と見なされる社会においては、各人の行為の結果は当事者個人の責任と見なされる。問題は、望ましくない結果について、どこまで個人に責任を求めることが可能かという点にある。「子どもの貧困」について言えば、この言葉が登場したことで、社会構造が生み出す不公正が存在すると周知されるようになった。一方、DV については個々のカップルの問題であり、被害女性のパートナー選択の問題であるとして、被害女性に責任を負わせる見方は今なお根強い。しかし、はじめは優しかったパートナーから暴力を受けると、被害者はそれが暴力だとは認識することが難しく、自分に責任があると思ひ込むようになる。そうすると、身体はもちろん、精神面でも大きなダメージを受け、加害者から逃げる気力を失ってしまう。自律を重視する立場に立てば、こうした状態に陥った被害者に対して介入することは難しくなる。

女性が家族のケアの担い手として期待され、女性の経済的自立が難しい状況では、配偶者からの暴力に苦しむ女性が加害者から逃れるすべは限られている。パートナーと離婚すれば経済的困難に陥ることが目に見えているならば、そのひとはその状況に耐えるという選択肢しかないということになりかねない。DV は、社会構造に組み込まれた差別を反映しているとも言えよう。

本ワークショップでは、柿本が提題理由の説明とフランスでの「女性への暴力」をめぐる現在を紹介する。DV の現状と現行法の問題については、山本千晶氏(フェリス女学院大学)と松村歌子氏(関西福祉科学大学)に、法の観点から見たハウジング・ファーストの理念については手嶋昭子氏(京都女子大学)に解説していただく。井上匡子氏(神奈川大学)には法哲学の立場から公私二元論の限界について論じていただく予定である。奥田太郎氏(南山大学)と小手川正二郎氏(國學院大學)にはコメントをお願いする。なお、最後に全体ディスカッションを行う予定である。